

議案第 28 号

東京都板橋区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例
東京都板橋区公共溝渠管理条例（昭和 28 年板橋区条例第 23 号）の
一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「350 円」を「410 円」に改める。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

使用料の額を改定する必要がある。